法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

(ﾛ)　割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ﾊ)　実施期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日とする。

ラ　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)

(ｲ)　割引をする自動車

次の①から③に定める通行をするＥＴＣ車のうち中型車、大型車及び特大車。

①　神戸淡路鳴門自動車道

ａ　次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(a)　(ﾆ)①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b)　(ﾆ)①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c)　(ﾆ)③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(d)　(ﾆ)②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(e)　(ﾆ)①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(f)　(ﾆ)②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

ｂ　次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行する。

(a)　山陽自動車道から連続して通行し、(ﾆ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b)　山陽自動車道から連続して通行し、(ﾆ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。

(c)　山陽自動車道から連続して通行し、(ﾆ)①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。

(d)　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ﾆ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

②　瀬戸中央自動車道

ａ　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

ｂ　山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③　西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(ﾛ)　割引率

①　午前６時から午後10時までの間の通行について

料金の割引率は、50パーセントとする（ただし、(ｲ)①ａ(f)又は同ｂ(d)に定める通行をする場合は、神戸淡路鳴門自動車道の鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

②　午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間の通行について

ａ　(ｲ)①ａ(a)、同ａ(d)又は同ｂ(a)に定める通行をする場合の通行区間と(ｲ)①ａ(b)、同ａ(c)、同ａ(f)、同ｂ(b)又は同ｂ(d)に定める通行をする場合の神戸淡路鳴門自動車道の淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は50パーセントとする。

ｂ　ａに該当しない場合について、料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、(ｲ)①ａ(f)又は同ｂ(d)に定める通行をする場合は、神戸淡路鳴門自動車道の鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

(ﾊ)　実施期間

平成21年８月３日から平成21年８月５日まで、平成21年８月10日から平成21年８月12日まで、平成21年８月17日及び平成21年８月18日とする。

(ﾆ)　神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

①　神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③　鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

３(3)ニを次のとおり改める。

ニ　割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る２の(3)のムの適用については、

「(ｲ)　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。